



かがわけんない しょくば がっこう
香川県内の職場・学校で

がいこくじん かた こま
外国人の方がトラブルでお困りなら

はな あ かいけつ
話し合いで解決しませんか？

(調停) ちょうてい

しょくば たいぐう
職場の待遇に
ふまん
不満がある…

がっこう
学校でいじめに
あっている…

しょくば さべつ
職場で差別
されている…

がっこう たいぐう
学校の待遇に
ふまん
不満がある…



とき きがる
こんな時はお気軽に
でんわ
お電話ください！

がいこくじん しょくばかんきょう きょういくかんきょう
外国人の職場環境・教育環境
かん ふんそう
に関する紛争

- がいこくじん たい しょくば
外国人に対する職場のハラスメント
 - がいこくじん しょくば たいぐう ふまん
外国人の職場での待遇についての不満
 - がいこくじん しゅうがくしゃ たい
外国人の就学者に対するいじめ
 - がいこくじんしゅうがくしゃがっこう たい
外国人就学者の学校に対するクレーム
- ※ しょくば がっこう がいこくじん たい しゅうきょう かんきょう
職場・学校における外国人に対する宗教・環境
ほかぶんかてきかちかん ちが きいん ふんそう
その他文化的価値観の違いに起因する紛争

ADRとは？

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、
「訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようと
する紛争の当事者のため、公正な第三者が
関与して、その解決を図る手続」
(「裁判外紛争解決手続の利用の促進に
関する法律」第1条)とされており、仲裁手続、
調停手続その他の手続がこれにあたります。

手続きは？

行政書士ADRセンター香川の調停では、
「無料の事前相談」を行っております。手続の流れや
費用についてなど、調停のお申し込みの前に
詳しくご説明いたします。
どうぞお気軽にお問合せください。

裁判や仲裁とどう違う？

「裁判」や「仲裁」は、第三者の判断によって
紛争解決を図るものです。これに対して「調停」は、
当事者の直接の話し合いと、当事者自身が納得の行く
合意により、トラブルの解決を図るのが特徴です。

なぜADR?

裁判は、①解決までに時間がかかる、②費用が高い、③手続の進め方が難しい、④経過や結果が公開されてしまうなどの問題があるといわれています。

ADRを利用するメリット?

■自由度の高い解決手段が時間と費用を節約

手続などについて、当事者の意向に応じて柔軟に進めることができます。時間なども当事者が合意すれば自由に決めることができ、当事者の意向に応じた柔軟な解決を求めることができます。その分、紛争解決に要する期間が短く、費用も低廉に抑えることができます。

■簡単な手続

訴状など作成に手間を要する手続はありません。簡単な申込書に記入いただくことで手続を開始できます。

■専門家がお手伝い

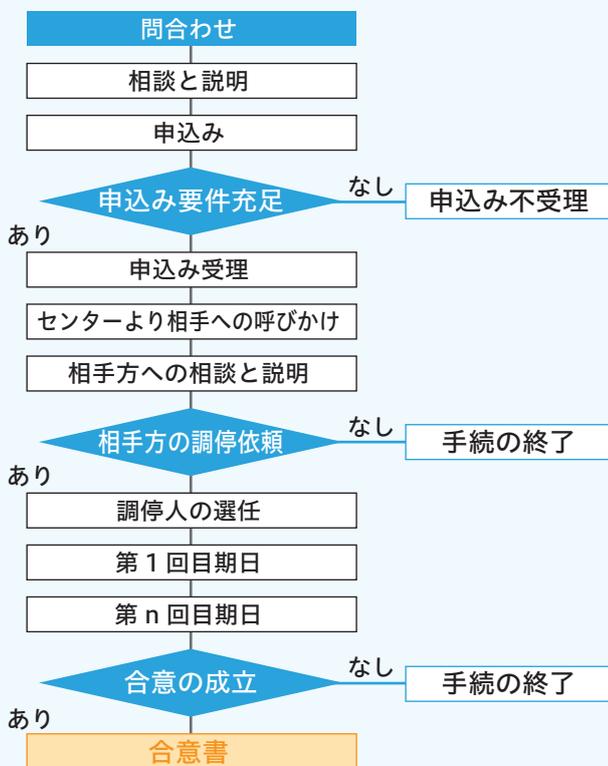
紛争について専門的な知識を持った担当者に関わってもらいながら解決を求めることができます。法律に基づく判断だけにとらわれることなく、当事者の自主的な話し合いを促進します。

■秘密の保持

解決までの過程は非公開で行われ、結論も原則として公開されません。当事者のプライバシーを最大限に保護します。



ADRの流れ



利用の方法

① 事前相談の予約をします

センター(☎087-867-3722)に電話をし、予約をしてください。事前相談は無料です。「事前相談」とは調停手続を実施する前の受付の段階においての手続の相談です。

② 事前相談と重要事項の説明

センターが調停の趣旨や費用等について説明をします。

③ 調停の申込み

センター所定の調停申込書に必要事項を記入し、資料とともにご提出ください。お申込みが受理され、相手方が応じた場合、調停が開始されます。

④ 費用

申込みのときに次のとおりお支払いください。

30,000円(消費税込み)

(内訳) 申込手数料 10,000円
第1回目の期日手数料 20,000円



法務大臣認証裁判外紛争解決機関第135号

行政書士ADRセンター香川

<http://www.k-adr.net/>



香川県高松市林町2217番地15 香川産業頭脳化センター 4階407号

TEL 087-867-3722

メールアドレス: adr@k-gyosei.net

毎週火曜日、木曜日、午前10時から午後4時まで

祝日・休日・年末年始は休み(ただし、調停は原則として土曜日の午後1時から午後4時までの間に実施)